

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載

【部門区分】第 2 部門第 4 区分

【発行日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【公開番号】特開2016-34715(P2016-34715A)

【公開日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2016-016

【出願番号】特願2014-157991(P2014-157991)

【国際特許分類】

B 4 1 J 3/36 (2006.01)

B 4 1 J 2/325 (2006.01)

B 4 1 J 17/32 (2006.01)

B 4 1 J 17/04 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 3/36 T

B 4 1 J 2/325 A

B 4 1 J 17/32 A

B 4 1 J 17/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月20日(2017.7.20)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 3】

また、ヘッドカバーは、印刷ヘッドの背面側に位置し、第 1 カバー側壁に対面する第 3 カバー側壁と、第 2 カバー側壁に対面する第 4 カバー側壁と、を更に有し、第 3 カバー側壁は、印刷テープの送り方向と同方向に延在し、ガイド凸部は、第 3 カバー側壁の外面に突設された第 1 凸部を有していることが好ましい。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 5】

さらに、ガイド凸部は、第 2 カバー側壁の外面に突設された第 2 凸部、および第 4 カバー側壁の外面に突設された第 3 凸部を有していることが好ましい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 8 2】

なお、第 1 実施形態では、本体側当接部 6 5 をヘッドカバー 4 3 と同一高さ同一となるように形成しているが、これより短く（低く）形成してもよい。同様に、カートリッジ側当接部 1 6 6 も短く形成してもよい。また、前述のとおりテープカートリッジ 1 0 0 には、印刷テープ 1 0 2 の複数の幅に合わせて複数の厚みのものが存在する。厚みの大きいもの場合は、印刷ヘッド 2 1（ヘッドカバー 4 3）が挿入される挿入開口 1 3 4 が、必

ずしも貫通孔である必要はなく、印刷ヘッド 2 1 を収容できるものであれば天井のある袋孔であってもよい。その場合は、この袋孔の袋の深さの範囲内の長さでカートリッジ側当接部 1 6 6 を設ければよい。